クーリング・オフとは……？

訪問販売や電話勧誘で思わず契約してしまった場合、消費者が契約を一方的に取り消すことができる制度です。利用するときは、適用対象ごとに期間が定められているので、早めに通知しましょう。

クーリング・オフの方法

定められた期間内（下の表参照）に、はがき（簡易書留）や内容証明郵便など証拠の残る書面で行います。

↓

「契約を解除する」旨を明記し、既払い金の返金、商品の引き取りなどを求めます。

↓

はがきの場合は、両面コピーをとり保管します。

↓

クレジット契約をした場合は、通販会社にも「契約を解除する」旨を通知します。

事業者への通知例

通　知　書

契約年月日　〇年〇月〇日
商品名　〇〇〇〇〇〇
契約金額　〇〇〇〇〇円
販売者　〇〇〇株式会社
〇〇〇営業所
担当者〇〇〇

上記契約は解除します。
支払い済みの〇〇〇〇円を返金し、商品はお引き取りください。
（通知を出した年月日）
（自分の住所・氏名）

信販会社への通知例

通　知　書

契約年月日　〇年〇月〇日
商品名　〇〇〇〇〇〇
契約金額　〇〇〇〇〇円
販売者　〇〇〇株式会社
〇〇〇営業所
担当者〇〇〇

上記契約は解除します。

（通知を出した年月日）
（自分の住所・氏名）

クーリング・オフが可能な主な取引と期間

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	店舗外での訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠（ＳＦ）商法では店舗契約を含む）	８日間
電話勧誘販売	電話勧誘による取引	８日間
特定継続的役務提供	エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの継続的契約	８日間
訪問購入	店舗以外の場所で、貴金属を含む原則すべての物品を事業者が消費者から買い取る契約	８日間
連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法	20日間
業務提供誘引販売取引	いわゆる内職商法、モニター商法	20日間

注　意

消費や契約形態によっては、クーリング・オフができないものもあります。

詳しくは、産業振興課消費生活窓口にご相談ください。
☎２－２４５５

こんにちは　八雲警察署です

ご存じですか？　犯罪被害者週間　～社会に広げよう被害者支援の輪～

11月25日から12月１日は『犯罪被害者週間』に指定されています。

犯罪や交通事故、あるいは家庭内暴力の被害者は、犯罪による直接的な被害だけでなく、ショック等の精神的被害や医療費の支払い等による経済的被害等、様々な二次的被害を受けています。周囲の皆さんは、このような被害者の心理状態を理解した上で接することが大切です。

八雲警察署では、事件や事故の被害に遭われた方や家庭内暴力、ストーカー、お子さんのいじめ問題などで悩んでいる方の相談を受け付けています。また、事件や事故で心の傷が癒やされず悩んでいる方のために、民間被害者相談窓口のカウンセラーがあなたの話を聞きます。事件や事故で悩んでいる方は勇気を出して相談してください。

〈警察相談電話〉
〇八雲警察署　０１３７－６４－２１１０
〇被害者相談　性犯罪、少年相談110番　０１２０－６７７－１１０
〇一般相談　警察相談専用ダイヤル　＃９１１０

〈民間被害者相談電話〉
〇函館被害者相談室　０１３８－４３－８７４０

◆社会に広げよう◆